

地方単独医療費助成制度の国における制度化等について（要望）

日頃より、大阪府及び府内市町村行政の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、地方単独医療費助成制度につきましては、重度心身障がい者（児）やひとり親家庭、乳幼児等に対する医療に関する重要なセーフティネットとして、各自治体の住民ニーズを踏まえ、全国全ての自治体が社会的弱者のいのちと生活を守るため、懸命に維持継続しつつ実施しています。

しかし、厳しい財政状況のなか、結果として対象者の要件などについて地域間格差が生じています。自治体の財政力等によって社会的弱者のいのちと生活を守るサービス水準に格差を生じさせるべきではなく、ナショナルミニマムとして国の施策で早期に制度化するべきです。

一方で、制度の対象者は低所得である重度障がい者等であり、真に必要な医療に限定し実施しているにもかかわらず、国はこの制度により不要不急な医療費が増嵩するとして、国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を行っています。これは、国が本来果たすべきセーフティネットを担っている地方自治体の努力を阻害するものです。

令和6年度より18歳未満のこども医療費助成については国民健康保険の国庫負担金の減額措置を行わないこととされたことを踏まえ、地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置については、こども医療費助成にかかるもののみならず直ちに全面廃止するべきです。

また、国においては、マイナンバーカードを利用した地方単独医療費助成制度の基盤整備を進めようとしていますが、現物給付に係る国庫負担金の減額措置は、その取り組みとも逆行します。

つきましては、下記項目について、早急に実施していただくよう、強く要望いたします。

記

- 1 地方単独医療費助成制度の重要性や必要性に鑑み、早期に国において制度化すること。
- 2 地方単独医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置をこども医療費助成にかかるもののみならず直ちに全面廃止すること。

令和7年2月

厚生労働大臣 福岡 資麿 様

大阪府 知事 吉 村 洋 文

大阪府市長会 会長 辻 宏 康

大阪府町村長会 会長 田 代 堯